

# リスク評価書の概要について押さえよう

ここでは金融機関のマネロン対策の今後のスケジュールと、作成が求められているリスク評価書の概要について解説します。

## 金

金融機関のマネロン等対策への対応は、今年度末、

ました。

### 2024年春まで

2024年3月が当面の区切りとされています。これはFATFの対日審査を受けた金融庁の対応スケジュールによるものです。

また、財務省のウェブサイトでは「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」において、主に以下の内容が明記されています。

### 2022年秋まで

①マネロンガイドラインを更新・策定するとともに、金融機関のリスク理解を向上させ、適切なリスク評価を実施させる

マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る義務の周知徹底を図ることで、金融機関等のリスク理解を向上させ、適切なリスク評価を実施させることが求められ

②金融機関による継続的顧客管理の完全実施

取引モニタリングの強化を図るとともに、期限を設定して、継続的顧客管理などリスクベアスでのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を図ることが求められています。

③取引モニタリングの共同システムの活用

取引時確認、顧客管理の強化および平準化の観点から、取引スクリーニング、取引モニタリングの共同システムの実用化を図るとともに、政府広報も活用して国民の理解を促進することが求められています。

④既存法人顧客の実質的支配者情報の確認、および実質的支配者に関する情報源の強化

すべての特定事業者が、期限を設定して、既存顧客の実質的支配者情報を確認するなど、実

質的支配者に関する情報源を強化することが求められています。これらは、全体の行動計画のうち継続的顧客管理に関するものですが、2024年3月末に向けて、各金融機関の態勢整備が進められているのが現状です。

### リスクや課題を整理してリスク評価書にまとめる

ところで、この対日審査公表の以前から各金融機関では年1回、リスク評価書を作成してきました。2016年に改正・犯収法が施行され、それに沿って金融機関等（金融事業者とされます）は、自らの行う対顧客取引について、犯罪による収益移転の危険性の程度等について、調査・分析を行うことが求められるようになりました。

またこの分析を踏まえて、自庫のマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、このリ